

地方独立行政法人市立東大阪医療センター医療事故公表基準

平成 28 年 10 月 1 日市立東大阪医療センター内規第 100 号

(目的)

第 1 条 この基準は、地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおける医療事故の公表にかかる取り扱いについて、次に掲げる目的の達成に必要な事項を定めるものとする。

- ( 1 ) 病院運営の透明性を高め、患者の信頼につなげること。
- ( 2 ) 医療事故の事実及び重大性並びに再発防止への取組を職員間で共有し、安全管理の徹底を図ること。

(対象)

第 2 条 公表の対象となる医療事故は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 当院の過失により死亡に至った医療事故
- ( 2 ) 当院の過失により永続的な損害又は後遺症及び有意な機能障害又は美容上の問題が患者に残った医療事故
- ( 3 ) 他の医療機関の安全管理にとって有用となるなど社会的意義が極めて大きいと認められる医療事故

(手続)

第 3 条 公表にかかる手続は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 決定 事故対策会議等における審議結果をふまえて、公表の可否を院長が速やかに決定する。
- ( 2 ) 同意 公表にあたっては、その必要性や内容について患者及び家族に十分に説明を行い、同意を得たことを診療録等へ残すものとする。ただし、同意のない場合は原則として公表しないものとする。
- ( 3 ) 方法 原則としてホームページにおいて速やかに行う。ただし、患者の状況及び社会的影響等から院長が適切と判断した時期及び方法（各種広報誌への掲載及び報道機関への情報提供等）により行うことができる。

(内容)

第 4 条 公表内容は、次のとおりとする。この場合において、患者及び関係した医療従事者が特定又は識別されないよう、個人情報保護に注意しなければならない。

- ( 1 ) 医療事故の概要（日時、場所、経過、原因、対応等）
- ( 2 ) 再発防止策
- ( 3 ) その他院長及び事故対策会議等が必要と判断した事項

附 則

この基準は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。